



山形県公報

平成22年1月29日(金)
第2113号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……69
- 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……70

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……71
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……72
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定……………(森 林 課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……73
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(河川砂防課) ……同
- 同……………(同) ……75
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……76
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………77
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………78
- 資金管理団体の指定の取消……………79

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(産業技術短期大学校) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……80
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……83
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企 業 局) ……86

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第1号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項第3号中「第314条の7第1項第1号及び第2項並びに」を「第314条の7及び」に改め、同項第8号中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に該当する寄附金に係る場合に限る。）」に改める。

別表第2の備考第1項第8号中「第2項（」を「第2項（同項第2号及び第3号にあつては、」に改める。

別表第4の備考第1項第3号中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に該当する寄附金に係る場合に限る。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第2号

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第3号中「第314条の7第1項第1号及び第2項並びに」を「第314条の7及び」に改め、同項第8号中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に該当する寄附金に係る場合に限る。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第70号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年1月29日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社ひなた<br>長井市大町7番1号         | ハートケアひなた訪問介護事業所<br>長井市大町7番1号 | 重度訪問介護      | 平成21.12.31 |

山形県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年1月29日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地  | 指定年月日     |
|---------------|-------------|-----------|
| 訪問看護ステーションきずな | 米沢市相生町7番41号 | 平成21.12.1 |

**山形県告示第72号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 医療法人光山会 松田医院  
 天童市大字山口1913番地の2

(2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日       |
|-----------|--------------|-------------|
| 変 更 前     | 変 更 後        |             |
| 松田医院      | 医療法人光山会 松田医院 | 平成21. 10. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 松田医院  
 天童市大字山口1913番地の2

(2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称    |       | 変更年月日       |
|--------------|-------|-------------|
| 変 更 前        | 変 更 後 |             |
| 医療法人光山会 松田医院 | 松田医院  | 平成21. 12. 1 |

**山形県告示第73号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類                                | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------------------|--------------------|-------------|
| パワーリハビリテーションセンターやすらぎ | 通所介護<br>介護予防通所介護                             | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 平成21. 12. 1 |
| ウェルケアリビングやすらぎ        | 特定施設入所者生活介護<br>介護予防特定施設入所者生活介護               | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 同           |
| 天然温泉 湯の郷くろさわ         | 通所介護<br>介護予防通所介護<br>短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 山形市大字黒沢547番地67     | 同           |

|                     |                                        |               |            |
|---------------------|----------------------------------------|---------------|------------|
| 小規模多機能ホーム ぴゅあ<br>りす | 小規模多機能型居<br>宅介護<br>介護予防小規模多<br>機能型居宅介護 | 米沢市通町四丁目3番13号 | 平成22. 1. 5 |
|---------------------|----------------------------------------|---------------|------------|

**山形県告示第74号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
リバーヒル長井ホームヘルパーステーション  
長井市中道二丁目2番32号
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |               | 変更年月日       |
|--------------|---------------|-------------|
| 変 更 前        | 変 更 後         |             |
| 長井市寺泉3525番地1 | 長井市中道二丁目2番32号 | 平成21. 12. 1 |

**山形県告示第75号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 区域及び期間  
区域 山形県下一円  
期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 森林病虫害等の種類  
松くい虫
- 行うべき措置の内容  
松くい虫が付着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。
- 命令をしようとする理由  
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- その他必要な事項  
1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

**山形県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成22年1月29日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 北村山郡大石田町大字今宿字鷲ノ原646番1地先から<br>同 上まで | 旧    | 41.0メートル<br>} 24.1 | メートル<br>15 |
| 同 上                                | 新    | 26.5メートル<br>} 24.1 | 同 上        |

**山形県告示第77号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103号第3項の規定により、河北町ひな市通り東土地区画整理組合から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地区画整理事業の名称  
河北町ひな市通り東土地区画整理組合
- 2 換地処分の内容  
平成21年12月15日付け指令都計第10号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成21年12月18日

**山形県告示第78号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 溪永沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 溪永沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 溪永沢3        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 宮沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小国沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大石沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 下小屋沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小屋野沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 湯舟沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 土生田沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水神沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 河島－1  | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 河島－2  | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 長善寺   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大鳥居－1 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大鳥居－2 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大鳥居－3 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大鳥居－4 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大鳥居－5 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 中条    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中条2－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中条2－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 乙宿－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 乙宿－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大石    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小屋   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本郷1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本郷2－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本郷2－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 伊勢鉢沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 石須部－1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 石須部－2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 大暮山－3       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 前山          | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 長沼          | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 粧坂          | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 石須部         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 川前          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 宮沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大石沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下小屋沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水神沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 中条2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中条2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 乙宿-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 乙宿-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大石    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小屋   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本郷1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本郷2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本郷2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第81号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 石須部           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 川前            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第82号

次の開発行為は、完了した。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成22年1月15日 指令村総建第5023号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字根際字七曲421番3
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東村山郡山辺町大字根際434番地

佐藤 光司

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年1月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日         |
|-----------|--------|----------|------------------|---------------|
| 石川武利を励ます会 | 小林 幸一  | 佐藤 俊雄    | 東田川郡庄内町主殿新田字前割15 | 平成<br>21.12.4 |

**山形県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成22年1月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 内 容              |                 | 届出年月日         |
|--------------|------------|------------------|-----------------|---------------|
|              |            | 新                | 旧               |               |
| 自由民主党天童市支部   | 会計責任者      | 鈴木 照一            | 小松 善雄           | 平成<br>21.12.3 |
| 民主党山形県第3区総支部 | 代表者        | 和嶋 未希            | 近藤 洋介           | 同<br>12.7     |
| 自由民主党余目支部    | 代表者        | 梅津 武雄            | 佐藤 長輔           | 同<br>12.17    |
|              | 会計責任者      | 石川 恵美子           | 石川 保            | 同             |
|              | 主たる事務所の所在地 | 東田川郡庄内町余目字町204-6 | 東田川郡庄内町横島字五里塚63 | 同<br>12.18    |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 異動事項       | 内 容           |                | 届出年月日         |
|----------|------------|---------------|----------------|---------------|
|          |            | 新             | 旧              |               |
| さいとう弘後援会 | 主たる事務所の所在地 | 天童市大字山口4052-6 | 山形市南原町一丁目6番25号 | 平成<br>21.9.28 |
| 遠藤利明後援会  | 主たる事務所の所在地 | 山形市あかねヶ丘2-1-6 | 上山市南町282-3     | 同<br>11.19    |
| 上山新風会    | 主たる事務所の所在地 | 山形市あかねヶ丘2-1-6 | 上山市南町282-3     | 同<br>11.24    |

|           |           |           |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 小澤精後援会    | 代 表 者     | 佐 藤 善 治   | 東 海 林 敏 雄 | 同<br>12. 2  |
| 今井えいき後援会  | 会 計 責 任 者 | 三 澤 英 喜   | 菊 地 時 夫   | 同<br>12. 16 |
| 菅原のぶひろ後援会 | 代 表 者     | 柴 田 雄 二   | 斉 藤 政 一   | 同<br>12. 17 |
| 高橋喜一後援会   | 代 表 者     | 高 橋 喜 恵 子 | 高 橋 喜 一   | 同           |

#### 山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年1月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称   | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日    |
|-----------------|-------------|--------------|
| 石川武利を励ます会       | 小 林 幸 一     | 平成21. 4. 28  |
| 高橋喜一後援会         | 高 橋 喜 恵 子   | 平成21. 7. 8   |
| 鈴木好一を励ます会       | 佐 竹 正 二     | 平成21. 11. 1  |
| 川上たかし後援会        | 石 塚 昭 一 郎   | 平成21. 11. 6  |
| 登坂直樹・樹にする会      | 登 坂 直 樹     | 平成21. 11. 13 |
| 登坂直樹後援会         | 池 田 友 次     | 平成21. 11. 13 |
| 未来の天童を創る会       | 佐 藤 正 男     | 平成21. 11. 26 |
| 伊藤忠男後援会         | 伊 藤 忠 男     | 平成21. 11. 30 |
| 正和会             | 秋 元 和 夫     | 平成21. 11. 30 |
| そうせい会           | 佐 藤 五 三 郎   | 平成21. 11. 30 |
| 高橋徳雄後援会         | 阿 部 専 市     | 平成21. 12. 10 |
| 自由民主党山形県傷痍軍人会支部 | 大 沼 富 太 郎   | 平成21. 12. 31 |

## 山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成22年1月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 | 指定取消年月日    |
|------------------------|----------|------------|-------------|--------|------------|
| 登坂直樹                   | 酒田市議会議員  | 登坂直樹・樹にする会 | 酒田市みずほ1-5-8 | 登坂直樹   | 平成21.11.13 |
| 伊藤忠男                   | 寒河江市議会議員 | 伊藤忠男後援会    | 寒河江市字下河原1番地 | 伊藤忠男   | 同 11.30    |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立産業技術短期大学校日常設備管理業務委託の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年1月29日

山形県立産業技術短期大学校長 赤塚孝雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校視聴覚室（2階）
- (2) 日時 平成22年3月18日（木） 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立産業技術短期大学校日常設備管理業務委託 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 調達する役務が提供される平成22年4月1日から平成25年3月31日までの期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 床面積10,000平方メートル以上の建築物において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成22年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校総務企画課 電話番号 023(643)8431

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書その他必要な書類（以下「応札役務仕様書等」という。）を平成22年2月19日（金）正午までに山形県立産業技術短期大学校総務企画課に提出すること。この場合において、応札役務仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札役務仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) (1)により提出された応札役務仕様書等については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Plant management of every day of Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology 1set
  - (2) Time-limit for tender: 1:30P. M. March 18, 2010
  - (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology, 2-1 Matsuei 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2473 Japan TEL 023-643-8431

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要           |     |
|--------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|-----|
|              |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |              | 敷金  |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51 | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 18,400                             | 18,400                             | 3月分の家賃に相当する額 |     |
| 同 3号         | 同 17-25        | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,000                             | 19,000                             |              | 単身可 |
| 同 五十鈴アパ一ト1号  | 同 大野目二丁目2-15   | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 25,100                             | 25,300                             |              |     |
| 同 3号         | 同 2-46         | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 25,100                             | 25,300                             |              |     |
| 同 深町アパ一ト3号   | 同 深町一丁目7-27    | 3DK  | 64.2                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,400                             | 30,200                             | 34,000                             | 38,900                             | 44,200                             |              |     |
| 同 土屋倉アパ一ト1号  | 上山市美咲町二丁目3     | 同    | 51.8                          | 1    | 同   | 12,700                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,900                             | 21,600                             | 24,900                             |              |     |
| 同 楯岡アパ一ト     | 村山市楯岡笛田四丁目6-23 | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 20,800                             | 24,000                             |              |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年2月3日～同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成22年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成22年4月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                 | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|--------------|---------------------|------------------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |                     |                                                      |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営太田町アパート2号  | 米沢市太田町五丁目1-10       | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル<br>74.0 | 1    | 一般用 | 23,600          | 27,200                     | 31,100                     | 35,100                     | 40,100 | 46,300                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 春日アパート2号   | 同 春日五丁目2-43         | 同                                                    | 1    | 同   | 17,700          | 20,400                     | 23,300                     | 26,300                     | 30,100 | 34,700                     |                            |
| 同 中田第二アパート1号 | 同 中田901-2           | 同                                                    | 2    | 同   | 13,200          | 15,200                     | 17,400                     | 19,600                     | 22,400 | 25,900                     |                            |
| 同 2号         | 同                   | 同                                                    | 1    | 同   | 13,700          | 15,800                     | 18,000                     | 20,400                     | 23,300 | 26,900                     |                            |
| 同 成島アパート1号   | 同 成島町三丁目2-96        | 同                                                    | 1    | 同   | 15,300          | 17,700                     | 20,200                     | 22,800                     | 26,100 | 30,100                     |                            |
| 同 中田第一アパート3号 | 同 中田町658-3          | 同                                                    | 1    | 同   | 23,000          | 26,600                     | 30,400                     | 34,300                     | 39,200 | 45,200                     |                            |
| 同 相生アパート3号   | 同 相生町7-65           | 同                                                    | 1    | 同   | 23,900          | 27,600                     | 31,500                     | 35,600                     | 40,600 | 46,900                     |                            |
| 同 桜木アパート1号   | 同 南陽市三間通1229-2      | 同                                                    | 1    | 同   | 16,000          | 18,500                     | 21,100                     | 23,800                     | 27,200 | 31,400                     |                            |
| 同 2号         | 同 1229-1            | 同                                                    | 1    | 同   | 16,000          | 18,500                     | 21,100                     | 23,800                     | 27,200 | 31,400                     |                            |
| 同 小出アパート2号   | 同 長井市台町3-2          | 同                                                    | 1    | 同   | 14,600          | 16,900                     | 19,300                     | 21,800                     | 24,900 | 28,700                     |                            |
| 同 屋城アパート     | 同 屋城町4-2            | 3LDK                                                 | 1    | 同   | 25,000          | 28,900                     | 33,000                     | 37,300                     | 42,600 | 49,100                     |                            |
| 同 小国アパート1号   | 同 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9 | 3DK                                                  | 3    | 同   | 13,000          | 15,000                     | 17,100                     | 19,300                     | 22,100 | 25,500                     |                            |
| 同 2号         | 同 3-8               | 同                                                    | 2    | 同   | 13,900          | 16,100                     | 18,400                     | 20,700                     | 23,700 | 27,300                     |                            |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年2月1日から同月5日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年2月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成22年3月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年1月29日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
水道用塗覆装鋼管 100本
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局総務企画課庶務係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2768
- 3 落札者を決定した日 平成21年12月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
JFEエンジニアリング株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
- 5 落札金額 27,720,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年11月10日